

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
175	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書(平成30年3月31日終了)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下関市は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県下関市長

公表日

平成30年4月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)に基づき、同法で定める精神障害の状態にあると認められる方を対象に、精神障害者保健福祉手帳(以下「障害者手帳」という。)の申請書、記載事項変更届の受理及び山口県への進達、山口県から発行された障害者手帳の交付及び再交付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務において特定個人情報を取扱う。 ・障害者手帳申請書の受理、申請書・添付書類等の審査、山口県への進達、障害者手帳の交付 ・記載事項変更届・再発行申請書の受理、変更届・申請書・添付書類等の審査、障害者手帳への記載、山口県への進達、障害者手帳の交付・再交付 ・障害者手帳の返還 ・障害者手帳交付台帳の整備
③システムの名称	使用しない
2. 特定個人情報ファイル名	
下関市台帳(県データ)ファイル(エクセル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項(利用範囲)別表第一(第14項) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第6項から同条第12号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第25項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第16項、第27項、第28項、第31項、第54項、第55項、第56の2項、第57項、第79項、第106項、第116項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	下関市 保健部 成人保健課
②所属長	重谷 哲也
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下関市 総務部 総務課 〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 電話 083-231-1132
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下関市 保健部 成人保健課 〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 電話 083-231-1446

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]